

信託の終了を合意する「委託者」と「受益者」

1 信託法第164条

同条第1項は、委託者と受益者の合意による信託の終了を定めています。本レターでは、本条項の「委託者」・「受益者」の意味に関し、沖野先生の分析（条解信託法700頁～）をご紹介します。

2 「委託者」の意味

「委託者」には、当初委託者のみならず、その地位の承継者を含みます。したがって、本条4項の「委託者が現に存在しない場合」とは、当初委託者が存在せず、かつ、委託者の地位の承継者も存在しない場合を指します。例えば、信託契約により個人の委託者が信託を設定した場合であって、委託者の地位の移転が行われなまま、委託者が死亡し、その相続人（＝委託者の地位の相続による承継者）も存しない場合です。したがって、受益者連続信託において、受益権を取得した者に委託者の地位を移転させる旨の別段の定めがある場合には、当初委託者が死亡しても「委託者が現に存在しない場合」には該当しないものと考えられます。

3 「受益者」の意味

受益者が複数ある時の意思決定は、全員の合意を要するのが原則です（信託法第105条第1項本文）。したがって、受益者の意思決定に関する別段の定めがない前提で、一部の受益者が反対した場合、受益者との合意が認められず、信託の終了を合意することができません。その結果、信託を終了させたい受益者や委託者は、特別の事情による信託の終了を命じる裁判（信託法

第165条）の申立てをしなければならなくなります。

では、「受益者」には、未存在・不特定の受益者、受益権を現有しない者も含まれるのでしょうか？

受益者が現に全く存在しない場合、委託者が存在すれば、信託法第164条第4項は適用されず、同条第1項による合意による信託の終了は可能であるが、受益者に代わって信託管理人が合意をする。信託管理人が存しないときはその選任を要する。このように考えられます。

対して、一部の受益者は現に存在するが、一部の受益者が不特定・不存在という場合はどうでしょうか？この点、信託の終了は不特定・不存在の受益者の将来の受益の可能性を奪うものであり、影響が大きいから、一部の受益者が不特定・不存在という場合も受益者全員の合意は実現できないと考えられます。ただし、現に存する受益者とは別に一部の将来の受益者の利益を擁護する主体として将来の受益者のための信託監督人・受益者代理人の利用が可能であるならば、それらの者と、委託者および現に存する受益者の三者合意による合意終了が認められてもよいであろう。

4 筆者個人の考え

以上は、あくまで沖野先生のご見解であり、異論もあり得るかと思います。

例えば、遺言代用の受益者連続信託での当初委託者兼当初受益者による本条第1項に基づく信託終了はどうでしょうか？旧法第57条前段は、委託者が信託利益の全部を享受する場合には、委託者はいつでも信託

を解除できるものと規定していたが、これは、信託の設定者であるとともに信託利益の享受者でもある者が信託の終了を望むのであれば、これを妨げる理由はないからであると考えられるところ、委託者と受益者が別人の場合にも、この趣旨を及ぼしたのが本条第1項であるとされています（寺本：逐条解説365頁）。とすれば、少なくとも、自益信託で開始される遺言代用の受益者連続信託での当初委託者兼当初受益者による本条第1項に基づく信託終了は、たとえ第二受益者らが反対しても、認められるべきではないかと思えます。

ただ、慎重を期すならば、委託者と現に受益権を有する受益者との合意による信託終了を別段の定めで設けておいた方が良いのかもしれない。会員の皆様のご意見をいただければ幸いです。（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）